

(定款附属書) 役員選任規程

(選任期日)

第1条 役員任期の満了による選任は、その任期満了の日における通常総会又は総代会において行う。

- ② 第9条の規定による再選任又は第10条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内にこれを行う。

(選任の方法)

第2条 役員は、総会の決議によって選任する。

- ② 定款第43条第2項後段の規定は、前項の規定による役員選任については、これを適用しない。
- ③ 総会において役員選任について議事を開き議決する場合には、定款第43条第1項の規定にかかわらず、定款第49条の規定により書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(通知)

第3条 役員選任に係る総会の招集通知には、各候補者の氏名、生年月日及び略歴その他農林水産省令で定める事項を記載し、又はこれらの事項を記載した書類を交付しなければならない。

- ② 前項の書類に記載すべき事項にかかる情報のうち特定のものについては、農林水産省令で定めるところにより、書面による交付に代えて、インターネットを利用する方法で開示することにより、正組合員に対し提供することができる。

(選任議案)

第4条 役員選任に関する議案は、組合長がこれを総会に提出する。

- ② 組合長は、役員選任に関する議案を総会に提出するには、推薦会議において推薦された者を候補者として議案を作成しなければならない。
- ③ 前項の推薦会議は、別表に掲げる区域ごとに、その区域に属する正組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の正組合員をもって構成する。
- ④ 推薦会議が役員候補者を決定するには、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

(候補者の承諾)

第5条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(決議の方法)

第6条 第2条第1項の決議は、挙手又は起立で表決をとる。

(書面による議決権の行使)

第7条 正組合員は、役員選任について書面をもって議決権を行うときは、定款第49条第2項の規定により役員選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出しなければならない。

(書面における議決の無効)

第8条 書面における議決権の行使のうち、次の各号に掲げるものは無効とする。

1. 所定の用紙を用いていないもの
2. 所定の欄に署名又は記名押印していないもの
3. 賛否の確認し難いもの

(再選任)

第9条 役員に選任された者(以下「被選任者」という。)が、定款第29条の各号の1に該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は農業協同組合法(以下「法」という。)第96条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第10条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき(員外監事(法第30条第14項に規定する監事をいう。以下同じ。))の全部が欠ける場合を除く。)、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるとき(員外監事の全部が欠ける場合を除く。))は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

附 則

1. この規程は平成17年2月1日から施行する。
2. この規程は行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
3. この規程にかかわらず、設立当初の役員は設立委員会において選任する。
4. この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
5. この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。ただし、変更後の第3条及び第7条の規定は、平成19年4月1日以降に招集の手続が開始された総会から適用する。
6. 第10条中「法第30条第14項」とあるのは、平成28年3月31日までは「法第30条第12項」と読み替えるものとする。

平成18年 5月19日 改正

平成19年 5月14日 改正

平成28年 5月 2日 改正

別表

区 域		人 数
区域	名寄市風連町の区域	4
	名寄市の区域(風連町・智恵文地区は除く)	4
	名寄市智恵文の地区	4
全域	理事会	1
合 計		13